

お客さま各位

「未利用口座管理手数料」の適用対象口座の変更について

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

当金庫では、長期間利用されていない口座のお取引の再開と当該口座の不正利用防止のため、令和2年10月1日以降に新規開設された口座で、一定期間ご利用のない口座に対して「未利用口座管理手数料」を適用しておりますが、令和4年10月1日より本手数料の適用対象を下記の通り変更させていただきます。

記

1. 「未利用口座管理手数料」適用対象口座

現 在	令和4年10月1日以降
令和2年10月1日以降 新規に開設された口座	全 口 座

2. 「未利用口座管理手数料」の対象となる口座

対象となる 口座	<ul style="list-style-type: none"> 普通預金口座（定期性総合口座・無利息型普通預金口座・無利息型定期性総合口座を含みます）。 貯蓄預金口座。
未利用口座と なる口座	<ul style="list-style-type: none"> 最後のお取引（お預入れ、払戻し）から2年以上、一度もお取引がなく、残高が10,000円未満の口座。但し、当該口座へのお利息入金および本件手数料の引落しはお取引に含まれません。 紛失などによりご利用が停止されている口座。
対象外と なる口座	<ul style="list-style-type: none"> 預金残高が10,000円以上の口座。 同一店舗で、借入がある場合。 同一店舗で、定期預金、定期積金、財形預金、投資信託、公共債、生命保険等の取引が1円以上ある場合。
未利用口座に 対する取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 対象口座をお持ちのお客さまには、当金庫へお届けのご住所に事前に通知いたします。 通知後、2か月経過後も、お取引またはご解約が無い場合に、本手数料を引落しいたします。 残高不足により本手数料の引落しができなかった場合、残高全額を本手数料の一部として引落し、当該口座を自動的に解約いたします。
未利用口座 管理手数料	<ul style="list-style-type: none"> 年間1,320円（税込）

以上